

沖縄県漁業取締船「はやて」座礁事故による船長の略式起訴について

令和5年9月11日午後8時45分頃、伊江島西水域で発生した沖縄県漁業取締船「はやて」座礁事故に関連し、令和6年2月1日付で船長（50）が業務上過失往来危険罪で那覇簡易裁判所へ略式起訴されました。

県所有の取締船がこのような事故を起こし、職員が略式起訴を受けたことは、県政に対する信頼を損なうとともに、関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

今後、職員に対する指導と安全対策を徹底し、再発防止に努めてまいります。

記

1 事案の概要

令和5年9月11日午後8時45分頃、伊江島灯台西約0.3マイル付近を船速約7ノットで南向け航行していた漁業取締船はやて（61t）は、伊江島南西側のリーフ沿いに電灯潜りらしき灯光を認めたことから、確認のため灯光方面へ船首を向け航行を続けたところ、浅瀬岩礁に座礁しました。

その後、本件は業務上過失往来危険の容疑で名護海上保安署の取り調べを受け、当時操船を行っていた船長は那覇地方検察庁へ送致（書類送検）され、令和6年2月1日に業務上過失往来危険罪で那覇簡易裁判所へ略式起訴されました。

2 事故の原因について

事故当時、船長は電灯潜りらしき灯光を見失わないよう監視することに集中するあまり、適切な航海計器の使用を怠ったうえ、目視による周辺確認のみに頼り、監視不十分な状態で航行を続けた結果、浅瀬への接近に気付かず座礁事故を起こしました。

3 被害状況等について

事故による負傷者はありません。また、浸水、漏油、火災、機関損傷等もなく、海洋汚染や漁業被害は発生しておりません。

なお、漁業取締船「はやて」については、事故当日午後8時50分に現場水域より離礁し、自力航行で基地港へ帰港しました。

4 対応状況

本件につきましては、名護海上保安署及び那覇地方検察庁の捜査に全面的に協力し、事実関係の究明のため尽力してまいりました。

漁業取締船「はやて」の状況ですが、関係機関と対応を協議した後、県内造船所で船体の点検を行い、令和5年10月18日から通常業務に復帰しております。

また、船長に対して厳しく注意指導を行うとともに、再発防止策を早急に整備する等、安全対策を徹底するよう指示しています。

5 再発防止について

- ① 船舶の航行中は、船橋当直者を複数名配置し、操船者と補助者が適切な役割分担をもって、安全航行を厳守します。
- ② 航行中の周辺監視は目視のみに頼らず、E C D I S（電子海図表示情報システム）、A I S（船舶自動識別装置）、レーダー等の航海計器を正しく活用して船位の確認を適切に行います。
- ③ 事故防止や緊急時の対応マニュアルを整備し、今後は定期的な訓練、勉強会を開催することで、職員の教育と安全意識の向上を図り再発防止に努めます。